

児童福祉

問 子育て支援課 ☎ 20-1573

児童手当

※この項目は、制度が変更される場合があります。

児童手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。児童手当を受給された方には、児童手当の趣旨に従って、児童手当を用いなければならない責務が法律上定められています。子どもの将来を考え、有効に活用しましょう。

●支給の対象

中学校修了前(15歳到達後最初の年度末)までの子どもを養育している方に支給されます。
 ※公務員の方は勤務先へ申請となります。
 ※所得制限あり。
 ※日本国内に居住していることが条件となります。

●手当の月額

3歳未満		15,000円
3歳～小学生	第1・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円

※所得制限限度額以上の方は、年齢などにかかわらず、一律5,000円となります。

●手当の支給

「児童手当」は、年3回(6月、10月、2月)に支給月の前月までの4カ月分が届け出された口座に振り込みとなります。

児童扶養手当

日本国内に住所があって、次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で政令の定める程度の障がいの状態にある者)を監護している母、児童を監護し、かつこれと生計を同じくする父または父母に代わってその児童を養育している人が、児童扶養手当を受けることができます。

●支給要件

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障がいにある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からの保護命令を受けている児童
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧結婚しないで生まれた児童
- ⑨父・母ともに不明である児童(孤児など)

●手当月額

手当月額は、所得や児童数により算出します。

児童数	全部支給	一部支給
1人	42,500円	42,490円～10,030円(所得による)
2人		最大10,040円加算
3人以上		最大6,020円加算

※所得制限あり。また、手当月額は変動する可能性があります。

✪ 交通遺児および母子家庭など奨学資金貸付

交通遺児および母子家庭などの子女で高等学校などに入学または在学する者に対し、修学に必要な学資の貸付を行うことによって、社会に貢献する人材の育成を図ることを目的としています。

✪ ひとり親家庭などに医療費などの一部を助成

ひとり親家庭の父母などに対し、医療費などの一部を助成することにより、ひとり親家庭などの福祉の増進を図ることを目的としています。

高齢者福祉

問 高齢者支援課 ☎ 20-1572

市では、介護保険でのサービスのほかに次のような高齢者福祉サービスを行っています。

福祉 エリアマップ1図 D-4

誠意と真心で在宅生活を応援します

(有)グッドケア

☆住み慣れた地域で、住み慣れた家で暮らし、その方らしく生活していくために・・・

☆グッドケアが応援します。

- 訪問介護事業所 グッドケア茂原
- グッドケア居宅介護支援事業所
茂原市高師69 TEL.0475-26-2886 FAX.0475-26-6886
- 通所介護事業所 グッドケアホーム
茂原市東茂原12-28 TEL.0475-24-2550 FAX.0475-24-2550

あり

福祉 エリアマップ1図 E-1

～親切と誠実～

**社会福祉法人兼愛会
しょうじゅの里茂原**

優しい心、思いやり、明るい笑顔で心を込めたサービスの提供に努めます。

- ケアハウス 安全・安心を目指した入所施設
- ケアマネージャー 介護保険のケアプラン相談(迅速・丁寧に!)
- デイサービス ご利用者の生活に合わせた支援
- ヘルパーステーション 365日ご利用者の生活を支援

- 茂原市高師193-1
- TEL:0475-27-1165
- FAX:0475-27-1166
- URL:http://www.akaedakai.com/mobara/

サービス内容、料金等お気軽にお問い合わせください。見学も大歓迎です。

長寿祝金

9月15日を基準とし、市内に1年以上お住まいの、満88歳、満99歳、満100歳以上の高齢者の方を対象に祝金を支給します。

あんしん電話事業【電話回線が必要です】

市内在住の単身高齢者などに、緊急時に外部と連絡を取るための緊急通報装置とペンダントを貸し出します。ボタンを押すとコールセンターにつながり、緊急時には救急車の要請や事前登録した協力員への連絡をします。所得に応じて自己負担があります。

家族介護慰労金

要介護4～5の方が、在宅でかつ過去1年間介護保険サービスを利用していない場合、その方を同居で介護する家族に慰労金を支給します。市民税非課税世帯が対象です。

家族介護用品支給事業【事前申請が必要です】

要介護度4～5の方を同居で介護する家族が、紙おむつなどを1割の負担で購入できます。市民税非課税世帯が対象です。同居の介護者がいない場合や、本人が入院中・施設入所中の場合は対象になりません。また、社会福祉協議会で行っている紙おむつの支給と本事業を併用することはできません。

高齢者在宅生活支援事業

①緊急時のショートステイ

在宅で生活している高齢者で、要介護認定を受けておらず、基本的な生活習慣の欠如や虐待・災害などで緊急的に支援を必要とする方に対し、短期宿泊(ショートステイ)を実施します。利用料は1日あたり1,600円で、利用期間は原則として1カ月に7日間以内です。

②緊急時のホームヘルプ

対象者は①と同じで、緊急的に支援を必要とする方に対し、生活援助(ホームヘルプサービス)を実施します。利用料は1時間あたり300円で、利用回数は原則として週2回以内です。

徘徊感知システム事業

在宅で介護認定等を受けた徘徊を伴う高齢者の方を対象に徘徊感知器を所持させ、行方不明になったときGPSを利用して位置を特定します。毎月の利用料など自己負担があります。

福祉電話の貸与

市内在住の単身高齢者で、固定電話・携帯電話を有しておらず、近隣に扶養者がいない方に対し、固定電話を貸与します。基本料金や1カ月30度数分までの通話料は無料ですが、それ以外は自己負担となります。所得税非課税の方が対象です。

養護老人ホームへの入所

市内在住の高齢者で、環境上の理由や経済的理由により居宅において介護を受けることが困難な方を、養護老人ホームに入所させます。

地域包括支援センターとは?

問 地域包括支援センター ☎ 20-1583

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の皆さんを介護・福祉・保健・医療などさまざまな面から、総合的に支えるために日常生活圏ごとに設けられました。皆さんがいつまでも健やかに、住み慣れた地域で生活できるように支援いたしますので、ご利用ください。

どこに相談するの?

市内には地域包括支援センターが4カ所あり、それぞれの名称、担当地区は以下のとおりとなっています。

名称	茂原市地域包括支援センター
住所	〒297-8511 道表1 市役所高齢者支援課内【エリアマップ3図C-1】
連絡先	TEL: 20-1583 FAX: 26-6788
担当地区	茂原、高師、高師町1～3、萩原町1～3、上林、鷺巣、上茂原、箕輪、長谷、内長谷、墨田、早野新田、東茂原、大芝、千代田町1～2、八千代1～3、道表、東部台1～4、小林飛地、中部、茂原西、高師台1～3、町保

養護老人ホーム 長生共楽園
☎ 0475-24-2207
茂原市下永吉2812 [エリアマップ13図A-2]

特別養護老人ホーム 長生共楽園
☎ 0475-22-1888
茂原市下永吉2812 [エリアマップ13図A-2]

特別養護老人ホーム 第二長生共楽園 ひめはる
☎ 0475-20-2288
茂原市下永吉2667-5 [エリアマップ13図A-2]

茂原市みなみ地域包括支援センター
☎ 0475-20-2626
茂原市下永吉880 [エリアマップ13図A-1]

◆ケアプラン作成
◆居宅サービス

居宅介護支援センター
☎ 0475-22-8866
茂原市下永吉2812 [エリアマップ13図A-2]

社会福祉法人
長生共楽園
茂原市下永吉2812 [エリアマップ13図A-2]

◆職員随時募集中◆ お気軽にお問合せ下さい。
☎ 0475-22-1888

名称	茂原市みなみ地域包括支援センター
住所	〒297-0035 下永吉880 【エリアマップ13図A-1】
連絡先	TEL: 20-2626 FAX: 20-2627
担当地区	早野、綱島、中善寺、石神、八幡原、六田台、緑町、長清水、上永吉、下永吉、猿袋、三ヶ谷、立木、台田、野牛、中の島町

名称	茂原市ほんのう地域包括支援センター
住所	〒299-4114 本納2818-1 【エリアマップ6図A-5】
連絡先	TEL: 36-2123 FAX: 36-2138
担当地区	上太田、下太田、大沢、柴名、桂、吉井上、吉井下、本納、榎神房、高田、小萱場、法目、西野、萱場、弓渡、粟生野、御蔵芝、清水、千沢、南吉田

名称	茂原市ちゅうおう地域包括支援センター
住所	〒297-0074 小林2004-1 【エリアマップ10図E-1】
連絡先	TEL: 26-7525 FAX: 26-7526
担当地区	国府関、真名、山崎、押日、黒戸、庄吉、芦網、緑ヶ丘1～5、長尾、大登、小林、渋谷、腰当、北塚、千町、六ツ野、木崎、谷本、本小鬻、小鬻、新小鬻、七渡、東郷、中之郷飛地、川島飛地

障害者福祉

問 障害福祉課 ☎ 20-1666

身体障害者手帳

身体障害者であることを証明するものであり、各種の援護を受けるために必要な手帳です。

●対象

身体障害者手帳の交付を受けられる方は、肢体(上肢・下肢・体幹)、視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語、そしゃく、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能、肝臓に障害があるため、日常生活に制限を受けている方です。

療育手帳

知能の発達に遅れがある方に、一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援護を受けやすくするために必要な手帳です。

●対象

療育手帳の交付を受けられる方は、児童相談所、または千葉県中央障害者相談センターで知的障害者と判定された方です。

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを証する手帳であり、交付を受けた方に対し、さまざまな福祉的な配慮や支援が講じられ、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とした手帳です。

●対象

総合失調症、躁うつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神病(高次脳機能障害を含む)、発達障害(自閉症、アスペルガー症候群など)およびそのほかの精神疾患を対象とし、療育手帳を有する知的障害者が精神疾患を併せて有している場合にも交付対象となります。

特別障害者手当

在宅の20歳以上の方で、日常生活に常時特別の介護を必要とする重度の障害者に手当を支給します。

障害児福祉手当

20歳未満の方で、日常生活に常時の介護を必要とする重度の障害児の方に手当を支給します。

特別児童扶養手当

家庭で介護されている心身に障害のある児童(20歳未満)の福祉増進を図り、その生活に寄与することを目的として児童の父母または養育者に対して支給します。

重度心身障害者福祉手当

在宅の重度の知的障害者の方に手当を支給します。

介護給付

①居宅介護(ホームヘルプ)

自宅での入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯および掃除などの家事、ならびに生活などに関する相談および助言のほか生活全般にわたる援助を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由で、常時介護を必要とし、自宅での入浴、排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援などを総合的にを行います。

③行動援護

自己相談能力に制限がある人が行動するときに、危険などを回避するために必要な支援を行います。

④同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者(児)に対し、移動時およびそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排せつ・食事などの介護のほか、外出する際に必要となる援助を行います。

⑤重度障害者等包括支援

常時介護が必要な人で、特に介護の必要性が高い人に、包括的な障害福祉サービスを行います。

⑥短期入所

介護者が病気などの場合、短期間(夜間も含む)施設で介護などを行います。

⑦療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練や療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。

⑧生活介護

常時介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつなどの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会提供を行います。

⑨施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

訓練等給付

①自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活、社会生活ができるよう一定期間、身体機能または、生活能力向上のために必要な訓練を行います。

地域相談支援

①地域移行支援

障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保など、地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の必要な支援を行います。

②地域定着支援

単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、相談その他の必要な支援を行います。

計画相談支援

①サービス利用支援

障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。

②継続サービス利用支援

継続された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング(効果の分析や評価)し、必要に応じて見直しを行います。

介護 エリアマップ6図 B-4

介護支援事業所
デイサービス清和の里



- サービス利用の相談・アドバイス
- 要支援・要介護認定などの手続き代行
- ケアプランの作成・見直し・福祉用具の相談

※介護のことならどんなことでも気軽にご相談ください

■茂原市法目1303-1
■TEL:0475-47-3545
■営業時間/9:30~16:45(延長可能です) ■定休日/水曜
■URL:http://seiwa11105.sitemix.jp/
※サービス利用のご相談は無料です。 P あり

地域福祉・介護サービス エリアマップ10図 D-4

グループホーム&デイサービスセンター
もばら和光苑



社会福祉法人和光会『もばら和光苑』は、地域に根差した施設運営を心がけ、茂原市内の高齢者福祉に日々奮闘中!!
利用者や職員たちの笑顔が溢れているアットホームな雰囲気は、笑いの絶えない場となっています。

■茂原市鷲巣456-1
■TEL:0475-27-1113 ■FAX:0475-26-7750
■営業時間/9:00~18:00 ■定休日/土曜、日曜、年末年始
■URL:http://blog.canpan.info/mobara/ ■E-mail:m.wakouen@home.email.ne.jp
在宅のお年寄りご家族の心の支えに!! P あり(50台)

障害児通所支援

- ① **児童発達支援**
通所施設において、未就学児への集団療育等の支援を行います。
- ② **医療型児童発達支援**
医療型児童発達支援センターや指定医療機関に通所し、肢体不自由のある児童に児童発達支援および治療を行います。
- ③ **放課後デイサービス**
通所施設において、放課後等に就学児への集団療育等を行います。
- ④ **保育所等訪問支援**
保育所等において、通園している障害児に、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
- ⑤ **居宅訪問型児童発達支援**
重度の障害などで通所での支援の利用が困難な障害のある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。

各種支援事業

- 補装具の給付
 - 福祉タクシー運賃一部助成
 - 重度心身障害者医療費助成
 - 自立支援医療
 - 日中一時支援事業
 - 移動支援事業
 - 日常生活用具給付事業
 - 訪問入浴サービス事業
 - 障害者自動車運転免許取得費助成事業
 - 身体障害者用自動車改造費助成事業
 - 意思疎通支援事業
 - 知的障害者職親委託事業
 - 相談支援事業
 - 成年後見制度利用支援事業
- ※詳しくは、障害福祉課へお問い合わせください。

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

65歳以上75歳未満の一定の障害がある方は、被保険者として後期高齢者制度に加入することができます。また、65歳以前から障害がある方は、65歳になった日から加入することが可能となります。詳しくは、国保年金課へお問い合わせください。

年金

- ⊗ **障害基礎年金**
障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。障害基礎年金を受けるには要件がありますので、国保年金課へお問い合わせください。
- ⊗ **心身障害者扶養年金**
障害者を扶養している方が万一死亡または重度障害になったとき、この制度に加入して掛け金を納めていた場合は、残された障害者に終身一定の年金が支給されるものです。詳しくは、障害者手帳を持参して障害福祉課へご相談ください。

そのほかの障害者福祉サービス

NHK放送受信料の減免、携帯電話料金割引サービス、有料道路料金の割引、NTT無料電話番号案内、郵便による不在者投票、生活福祉資金の貸し付け、各種運賃の割引、駐車禁止規制適用除外、税制上の特別措置、リフト付福祉カーの貸し出し、車いすの貸し出し。

社会福祉協議会

問 社会福祉協議会 ☎ 23-1969

社会福祉協議会は、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指し、地域住民の理解と協力のもと、ボランティア活動の普及、福祉教育の推進、在宅福祉サービスや福祉サービス利用援助事業、介護保険制度や障害者総合支援法に基づく福祉サービスの提供などを行っています。



茂原市社協マスコットキャラクター「ふくぞう」

誰もが安心して暮らせる地域づくり

福祉情報の発信

- 広報紙「社福もばら」発行
- 社会福祉大会
- 福祉こどもまつり
- 福祉教育の推進
- 声の広報活動
- ウェブサイト(SNS含む)

身近な相談機能

- 心配ごと相談
- 無料法律相談

子育て支援

- 児童センター事業(親子で遊ぶ会など)
- 学童クラブの運営(東郷、二宮、豊岡、夏期茂原学童クラブ)
- ファミリー・サポート・センターの運営(平成31年1月開始予定)

自立支援

- 貸付制度を活用した自立支援
- 経済的に困窮している世帯への夏季一時金の配付
- 歳末たすけあい共同募金の配付

誰もが地域の中でその人らしく暮らせる地域づくり

福祉サービスの提供

- 見守り型食事サービス
- 訪問理髪サービス
- 寝たきりの方への紙おむつの配付

貸付事業

- 生活福祉資金貸付事業
- 福祉金庫貸付事業

公的な福祉サービスの提供

- 福祉作業所あゆみの家の管理運営(就労支援継続B型施設)
- 障害福祉サービス利用計画の作成
- 居宅介護支援事業(ケアプランの作成)
- 訪問介護事業
- 障害者居宅介護
- 重度訪問介護
- 外出支援サービス(同行援護)

後見支援サービスの提供

- 日常生活自立支援事業(自ら判断することに不安を感じている高齢者や障害者の日常的な金銭管理のお手伝い)
- 法人後見受任事業

みんなの力で支え合う地域づくり

ボランティア活動支援

- ボランティアセンター運営
- ボランティア養成講座

福祉関係者、団体等との連携

- 福祉関係者、団体等の活動支援(助成金の配付)
- 長寿クラブ活動の支援

住民主体による共助への取り組み支援

- 地区社協の運営支援
- 地区社協活動の広報
- ふれあいいきいきサロンの活動支援
- たすけあいサービスの活動支援
- もばら健康百歳体操の普及啓発活動
- 介護予防活動の普及啓発活動

ネットワークづくり

- 日常生活圏のネットワークづくり
- 自治会、民生児童厚生員、地区社協等との意見交換

緊急時、災害時の支援体制づくり

- 災害ボランティアセンターの設置
- 要支援者情報の収集

福祉 エリアマップ11図 C-1

医療法人京友会 介護老人保健施設

つくも苑

食事・入浴・リハビリテーション・レクリエーションなど日常生活のサービスを提供しております。送迎によるデイケアもご利用いただけます。

■ 茂原市六ツ野1841
 ■ TEL:0475-25-5335 ■ FAX:0475-25-5289
 ■ URL:http://www.tsukumoen.jp/

P あり

介護 エリアマップ3図 A-1

便利屋タクシー

ふれあいサービス宝

○介護タクシー ○通院介助 ○買物代行 ○家事援助 ○出産援助
 ○草刈り ○墓掃除 ○その他
 身のまわりでお困り事は有りませんか?
 まごころ込めてお手伝い致します。お気軽にご相談ください。

■ 茂原市鷲巣50-2
 ■ TEL:0475-47-2106
 ■ 営業時間 / 8:30~17:00
 ■ 定休日 / 第2・4土曜、日曜、祝日、夏季、年末年始
 ☆時間外の対応もいたします。

P なし